パルヴァタ考

山本光朗

はじめに
一　No. 637 文書
(一) No. 637 文書
(二) kāla Kirteya の Parvata 行
(三) kala Puṃñabala と Cikiṃto・Sagamoya 等の Parvata 行
二　關連文書
(一) No. 634 文書
(二) Nos. 622, 635, 633 文書
結語

はじめに

タリム盆地の東南部、中國史料に據ればかつて鄯善と呼ばれた王國が榮えていた領域（支配下に且末・精絕などの〝國〟を含む）からは、紀元三～四世紀のものとされている多數の所謂 Kharoṣṭhi カロシュティー文書が發見されている。[1] そして、その中の二〇數點の文書に Parvata パルヴァタといった地名、あるいは Parvati という民族（または種族）名が散見される。この Parvata とは普通名詞としては〝山、丘〟の意であり、Parvati とは〝Parvata パルヴァタ人〟ほどの意味

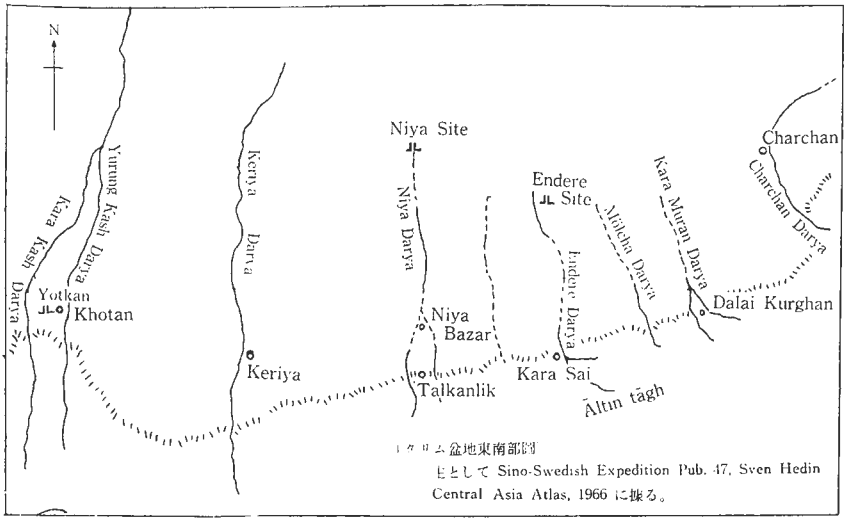

ホタン盆地東南部圖
主として Sino-Swedish Expedition Pub. 47, Sven Hedin Central Asia Atlas, 1966 に據る。

圖 1

であるが、これらの意味から考えて、その地はおおよそ鄯善王國の南方の山岳地帶、Āltin-tāgh あるいは崑崙山脈方面にまず求めらるべきように思われる。ただこの Parvata については、これまでその位置に關する一・二の貴重な指摘[2]以外あまり觸れられることはなかった。そこで本稿ではこの Parvata のことを知る豫備作業として、二〇數點のカロシュティー文書のうち比較的多く Parvata の名が登場する互いに關連した五文書を選び檢討を加え、併せてその過程で Parvata について少しく觸れてみたいと思う。

一 No. 637 文書

(一) No. 637 文書

本稿が扱う五文書の中で最も多く、そして Parvata に關する二〇數點の文書の中でも最も多く Parvata の名が登場するのは、次に掲げる No. 637 と呼ばれる文書である。[3] 發見者である M. A. Stein 氏に據れば、[4] 發見地は Niya 遺跡群南部の比較的大きな家屋址 N. XXIX 遺址の長い通路 iv 上で、同家屋址ではまた氏によって "office" として用いられたとされている部屋 i で、後に

觸れる四文書も發見されている。文書は木製で，$15\frac{7}{8}'' \times 4\frac{3}{4}''$（約40cm×12cm）という大きさはこの種の文書としては大きめのものである。またこの文書は，Stein 氏に據れば(5) rectangular under tablet と呼ばれるもので，本来この文書と對になって宛名等が記される筈の covering tablet が發見されていないので，誰に宛てた文書か分かりにくくなっている。文書の全文は左の如くである(6)。

(1) saṃvatsare 10 1 maharayatirayaṣa mahanuava maharaya jiṭuga mayiri devaputraṣa ṣodhama maṣasya prathama

大王中の王・大威德・大王・jiṭuga（侍中？）(7) Mayiri 神子（天子）の11年6月1日に於いて。

divasaṃmi. yaṃ kala deviyae khotaṃnaṃmi ukasta,

王妃が Khotaṃna に出掛けた時，

(2) taṃ kalaṃ kāla kirteya iśa agata. caḍ'otaṃmi parvataṃmi vaṣḍhiǵa kṛta cozbo soṃjaka kalaṃmi. taṃ

その時 kāla の Kirteya がここに來た。Caḍ'ota と Parvata で vaṣḍhiǵa (?) をした，cozbo（主簿？）(8) の Soṃjaka

kalaṃmi vyaǵa nikasta. masu potǵoñena parvataṃmi milima 1 khi 4. aṃña dirpira aṃna

の時に。その時費用が出された。potǵoña (?) による Parvata での蒲陶酒 1 milima 4 khi。他に，dirpira (?) 穀

(3) milima 2 khi 10, aṭa milima 1 khi 4 1. aṃña parvateṣu pačevara milima 1 khi 10. aṃña kala gilanaǵa

2 milima 10 khi, 豹 1 milima 5 khi。 他に，Parvata 各地での糧(9) 1 milima 10 khi。他に，kala が病に陷

patida, taṃ kalaṃmi aconaṃmi aṃna nikhasta, milima 1 khi 10. masu acomenaṃmi

った，その時 acona (?) に穀が出された， 1 milima 10 khi。acomena (?) での蒲陶酒

(4) khi 3 nikasta.

3 khi が出された。

(5) aṃña parvatade kala kirteya nivartita, taṃ kalaṃmi caḍ'otaṃmi vaṣḍhikaṃmi masu khi 4 3 nikhasta.
他に，Parvata から kala の Kirteya が還った，その時 Caḍ'ota に於けるvaṣḍhika (?) に蒲陶酒 7 khi が出され
aṃña kuvániyaṃmi gamaṃna velaṃmi, paṃthaci masu khi 4 potǵoñena. puna vaṭayaǵana pa-
た。他に，Kuváni に行った時，行路の蒲陶酒 4 khi, potǵoña (?) による。更に從者等の

(6) ēevara milima 1 khi 10. —— aṃña yaṃ kala kāla kirteya khotaṃnaṃmi dutiyae gataǵa āsi, taṃ kalaṃmi
糧 1 milima 10 khi。——他に，kāla の Kirteya が Khotaṃna に使節で行った時，その時穀・
aṃna pačevara nikraṃta, ṣarva piṃḍa milima 10 2. aṃña paśava 4 cohura
糧が發せられた，總計 12 milima。他に，畜 4 を 4

(7) milima aṃnehi nidae huaṃti. aṃña khotaṃnade kala kirteya nivartita. nināde kātilena viṣajita.
milima の穀と共に彼等は運んだ。他に，Khotaṃna から kala の Kirteya が還った。Nina から Kātila によっ
khi 4 masu giḍ'a potǵoñena. aṃña adehi kalaṣa padamulade anati
て送られた。彼は 4 khi の蒲陶酒を受け取った，potǵoña (?) により。他に，そこから kala の足下から命令

(8) lekha agata, tasuca ḍhapǵeyaṣa masu prahuḍ'a preṣidavya khi 3 potǵoñena. ṽasu
文書が來た，tasuca の Ḍhapǵeya に蒲陶酒の贈物が與えらるべし，3 khi potǵoña (?) により，と。ṽasu の
siḡaṃti saǵamoyena sadha tasuca ḍhapǵeyaṣa prahuḍ'a anitaṃti. —— aṃña śadavida tsuǵeṣraṣa
Siḡaṃti は Saǵamoya と共に tasuca の Ḍhapǵeya に贈物を齎した。——他に，śadavida (百長？)$\overset{\frown}{10}$ の Tsuǵeṣra に

(9) masu potǵoñena khi 3 prahuḍ'a anitama. —— aṃña yitayaṣa aṃna milima 1 kala praṣavida.
蒲陶酒，potǵoña (?) により 3 khi, 贈物を我々は齎した。——他に，Yitaya に 1 milima の穀を kala は許した。

—— aṃña kālaṣa pādamulāde varṣa varṣi rajadhāreyana soṃgha praṣavitaǵa.

——他に，kāla の足下から年々 rajadhāreya（執政？）等に，soṃgha（?）(11)が許されている。

(10) —— aṃña puna yaṃ kāla kala puṃñabala parvateṣu ukasta, taṃ kalaṃmi masu nikhasta, milima 1 khi 4

——他に，更に kala の Puṃñabala が Parvata 各地に出掛けた時，その時蒲陶酒が出された，1 milima 4 khi,

potǵoñena. aṃña sāceṣu saǵamoya priyavata lýipeyaṣa ca masu potǵoñena

potǵoña（?）により。他に，Sāca 各地に Saǵamoya と Priyavata と Lýipeya とが potǵoña（?）による 12 khi の

khi 10 2

蒲陶酒

(11) anitaṃti. aṃña atra uṭavalaǵana kala pādamulade praṣavitaǵa aṃna milima 2. uṭana yaṃñeṣu nikha

を齎した。他に，そこで橐它の牧人等に kala の足下から許されている，2 milima の穀。〔彼等は〕橐它を供犠

〔-staṃti〕. —— aṃña cikiṃto ʼvasu saǵamoya tuṃpāla cakolaṣa ca masu parvateṣu

に〔出した〕。——他に，Cikiṃto と ʼvasu の Saǵamoya と Tuṃpāla と Cakola とが Parvata 各地での

(12) ṣamiyena milima 4 2 giḍʼati. aṃña prahuḍʼa lekhade nikhasta, patrayaṣa khi 4 1,

ṣami(-ya)（?）(12)による 6 milima の蒲陶酒を受け取った。他に，贈物が文書のゆえ出された，Patraya に 5 khi,

carapuruṣa pi〔t〕eyaṣa khi 4 1, tasuca ḍhapǵeyaṣa khi 4 1, moǵeciyaṣa khi 4 1.

閉牒の Pi〔-t-〕eya に 5 khi, tasuca の Ḍhapǵeya に 5 khi, Moǵeci(-ya) に 5 khi。

この比較的大きなのカロシュティー木簡は，一讀して分かるように一種のいわば支出明細報告書の如きものであったと考えられる。作成されたのは，Mayiri（F. W. Thomas 氏は No. 489 の佛教關係文書に出ている Mahagiri＝SK. mahāgiri を，こ

の Mayiri なる王名の〝learned etymology〟とされている[13]王の一一年六月一日なる日で、當然支出記事の全てはそれ以前のことである。その内容は大きく三つに分かれ、一つは kāla (kala とも書かれ、Thomas 氏等[14]が言われているように〝prince〟を意味する語と考えられる) の Kirteya の Parvata 行・Kuvāni (榎一雄氏に據れば[15]『漢書』西域傳に記されている鄯善國の都城たる扜泥に對應する) 行・Khotaṃna (『漢書』西域傳等の于闐に對應する) 行に關わる支出、二つ目は kala の Puṃñabala の Parvata 行に關わる支出、そして三つ目は Cikiṃto をはじめ vásu (vasu とも書かれ、T. Burrow 氏の述べるところに據れば[16]徵稅の調査等を司る官と考えられる) の Saǵamoya・Tuṃpāla・Cakola 等四人による Parvata 行に關わる支出である。そしてこれら三つの支出項目で共通しているのは、いずれも Parvata 行のことが記されていることで、この點でこの文書は主として Parvata 關連の支出を記したものと言えるように思う。

以下この文書の具體的内容について、Parvata 關連の支出項目を中心に見てゆきたい。

(二) kāla Kirteya の Parvata 行

まず kāla Kirteya の Parvata 行關連の支出のことであるが、これについては主として文書の 4 行目迄に記されており、それに據れば Kirteya は、devi〝王妃〟の Khotaṃna 行の際 iśa〝ここに〟來、さらに Parvata へ vaṣḍhiǵa なる事をする爲出掛けたようである。文中の iśa〝ここに〟については、この文書が作成され次に述べる Parvata 行の爲の物資が出された所と考えられるが、その實際の位置については後に觸れることとする。また Parvata で行なったという vaṣḍhiǵa (vaṣḍhika とも書かれる) なる事については、Burrow 氏が山で行なわれたある種の規則的〝festival〟でそこで蒲陶酒が消貴されるもの、と推定されているが[17]、本文書の 5 行目を見ると Caḍ'ota (Niya 遺跡群の當時の中心地の名、また Niya 遺跡全體がこの名で呼ばれることもあり、『漢書』西域傳の精絕國に當たる[18]) でも vaṣḍhiǵa は行なわれており、その實體は殆どよく分からないというのが實情である。ただ後に述べるように、vásu の Saǵamoya 等が Parvata へ行ったのも、

そして kala の Puṃñabala が Parvata へ行ったのも、いずれもやはりそこで vaṣḍhiǵa の事を行なう爲だったようである。

さてこの vaṣḍhiǵa なる事をする爲 Kirteya が Parvata へ出掛けた際支出された物は、文書に據れば以下のようなものである。

(1) potǵoña (?) による Parvata での蒲陶酒　1 milima 4 khi
(2) dirpira (?) 穀　2 milima 10 khi
(3) 麪　1 milima 5 khi
(4) Parvata 各地での糧　1 milima 10 khi

そしてその他に kāla Kirteya が途中病氣に罹ったらしく、以下二點不時の支出もなされている。

(5) acona (?) での穀　1 milima 10 khi
(6) acomena (?) での蒲陶酒　3 khi

まず(1)の Parvata で vaṣḍhiǵa をする際に使用されたと考えられる蒲陶酒 1 milima 4 khi についてであるが、本文書の10行目を見ると kala の Puṃñabala が Parvata へ出掛けた際も同量支出されており、Parvata での vaṣḍhiǵa には定量の蒲陶酒が支出されたものの如くである。また potǵoña については H. Lüders 氏が、蒲陶酒の爲の一定の容器である potǵa から派生した語で、そのような容器に入った蒲陶酒の貯藏に附隨する全ての事物であろうとされている。(19) この potǵoña による蒲陶酒の支出は本文書全體を見てもかなり多く、蒲陶酒の支出の一般的な形ではなかったかと思われる。

ついで(2)の dirpira (?) 穀 2 milima 10 khi そして(3)の麪 1 milima 5 khi については、これらは Parvata 行の際の往（復）路の食料として支出されたものと考えられる。なお dirpira なる語に關しては、本文書に一度出るだけで他

の文書には全く見い出されない語であり、殆どよく分からないというのが實情である。また、(4)の Parvata 各地での糧 1 milima 10 khi については Parvata 各地に滞在中使われる糧食と思われ、あまり問題はない。

あと(5)の acona (?) での穀 1 milima 10 khi と(6)の acomena (?) での蒲陶酒 3 khi とは、Kirteya が途中病氣に罹った爲臨時に支出されたものである。acona あるいは acomena なる所に Kirteya (等) が Parvata 行の途中臨時に滞在した爲であろうか。なお acona・acomena とは aco から派生した語で、aco とは Thomas 氏に據れば[20]驛舍の如きものであり、Burrow 氏に據れば[21]邊境に置かれた哨所の如きものとされている。

このように kāla の Kirteya が vasḍhiga の事をする爲 Parvata へ出掛けた際には比較的多くの物が支出されているのであるが、これらを見ても分かるように當時、蒲陶酒や食料の支出は milima, khi なる容量單位でもってなされたもののようである。以下少しこれらの容量單位について觸れておきたい。抑々この milima, khi なる容量單位については、早く *Kharoṣṭhi Inscriptions*, Part III 所收の Index Verborum で指摘されているように[22]、當時 1 milima＝20 khi なる換算率があったことが明らかである。ただその實際の容量については諸説があり、たとえば 1 milima＝GK. 1 μέδιμνος とされた Thomas 氏に據れば[23]、最小單位 1 khi はおおよそ 2.5 *l* 程となり[24]、また 1 milima＝20 khi をチベット文書等の 1 khal＝20 bre に對應するとされた H. W. Bailey 氏に據れば[25]、1 khi は約 2.3 *l* という數値となる[26]。ところでこうした數値が結局如何なる意味を持つかということであるが、その際參考になるのはたとえば No. 478 文書で[27]、そこでは cozbo の Naṃtipala 等の官人へ aṃna〝穀〟支給が、一人一日＝1 khi を基準に行なわれた形跡が認められる[28]。つまり 2.5 *l* あるいは 2.3 *l* ほどとされる 1 khi なる容量單位は、穀物などの支給の際には、官人一人一日あたりの支給單位ではなかったかと考えられるのである。このことは、たとえば漢代の居延での漢人吏卒への支給例と較べてみてもある程度うなずけるのではないかと思う。すなわち藤枝晃氏に據れば、漢代の居延では吏卒の大の月の支給粟は三石三斗三升$\frac{1}{3}$升であり[29]、これを三〇日で割ると吏卒一人一日あたりの支給量は一斗一升程、つまり 2.1 *l* ほどになるのである。地

域と時期が若干相違するのであるが、この數値は先の 1 khi の推定容量とかなり似かよった數値であり、このことは 1 khi を官人一人一日の穀物支給量とした先ほどの考えが、それ程無理なものではなかったことを示しているように思われるのである。

こうして、先に述べた Kirteya の Parvata 行に際して支出された蒲陶酒・食料等のおおよその量が推察出來るのであるが、それでは全體として見た時この Kirteya の Parvata 行で實際に要した食料の總量はどれ位になるであろうか。先の支出項目を見ると、(1)の vaṣḍhiga の爲と思われる蒲陶酒 1 milima 4 khi と(5)(6)の Kirteya の病氣の爲不時に支出された穀 1 milima 10 khi・蒲陶酒 3 khi を除くと、純粹に Parvata 行の旅程で要した食料は、(2)の dirpira (?) 穀 2 milima 10 khi と(3)の麪 1 milima 5 khi と(4)の Parvata 各地での糧 1 milima 10 khi ということになり、食料の總量は 5 milima 5 khi となる。さてこの總量 5 milima 5 khi の食料は Kirteya と恐らくその從者等の爲のものであったと思われるが、これを Parvata 行から戻った後 Kuvani に行きその後なされた Kirteya の Khotaṃna 使節行で要した食料總量と比較してみようと思う。それによって文書2行目に言われている isa 〃ここ〃、すなわちごく大まかに言って Caḍ'ota から Parvata 迄の距離がある程度推定出來るのではないかと考えるからである。Kirteya が dutiyae 〃使節で〃行った Khotaṃna 行のことは、主として文書の 6～7 行目にかけて記されている。なおこの使節行と1行目に記されている王妃の Khotaṃna 行とが同じものであったかどうかについては、全く不明である。さて 6～7 行目を見ると、Kirteya の Khotaṃna 使節行で要した食料は簡單で aṃna pacevara 〃穀・糧〃 12 milima となっている。他に paśu 〃畜〃四頭に關わる 4 milima の穀のことも記されているが、恐らく運ばれた家畜四頭分の餌だと考えここでは考慮に入れない。またついでながら7行目の Kātila が受け取った蒲陶酒 4 khi については、Kirteya が Khotaṃna からの歸途 Nina (『漢書』西域傳で扜彌國の後名とされている寧彌に對應すると思われる)[31] から Kātila によって送られたので、その報酬として支出されたものと思われる。いずれにせよこの Kirteya の Khotaṃna 使節行に要した 12 milima という數値と先の[30]

Parvata 行に要した食料の總量 5 milima 5 khi とを較べてみると、前者が後者の二倍以上の數値となっていることが分かるのである。このことは、勿論使節行たる Khotaṃna 行の特殊性や兩行程での攜行人數・滯在日數の違いなど考慮すべき點は色々あるが、ごく大まかに言って Parvata 行が Khotaṃna 行より短い行程で、場合によってはその半分位の行程とも考え得ることを示しているように思われる。『漢書』西域傳に據れば精絶（すなわち Caḍ'ota）～扜彌～于闐（Khotaṃna）間の距離は八五〇里と算せられるが、(32) 以上の點を考慮すれば問題の Caḍ'ota～Parvata 間の距離は恐らく、八五〇里よりは少なくほぼ半分の四〇〇里より多いものだったと考えられるのである。

さて、kāla の Kirteya が vaṣḍhiga なる事をする爲 Parvata へ出掛けた際支出された物について述ぶべきことは以上であるが、ここで今一つ Kirteya の Parvata 行關連の支出項目で注意すべき點を指摘しておきたい。それは Parvata に關して、2行目に parvataṃmi "Parvata で" とあり次に3行目には parvateṣu "Parvata 各地で" とあるように、單數・複數兩方の表現法が使用されていることである。なお前者は locative singular であり、後者は locative plural である。これによると、Parvata なる地名は元來單數によって一つの山を指す場合と、複數によって言わばある山域を指す場合があったようである。恐らくこれらは殆ど同じ地域を指す場合が多かったと考えられるが、これら Parvata の地の單複兩方の表現法の存在は、當時 Parvata の地がある廣がりを持った地域であったことを示しているように思われるのである。

以上 No. 637 文書の半を占める kāla Kirteya なる人物の支出のうち Parvata 行に關わる項目について見て來たが、この人物についてはその事跡を徵し得る他のカロシュティー文書が殆ど殘っていない。本文書には7行目の終わりから9行目にかけて、kāla Kirteya の命でなされた prahuḍ'a "贈物" 等の支出が幾つか記されているが、大部分 Parvata 行との關係は不明なものである。それ故 kāla Kirteya の Parvata 行について分かることはほぼ以上に盡きる。

(三) kala Puṃñabala と Cikiṃto・Saǵamoya 等の Parvata 行

既に述べたように No. 637 文書に據れば、當時さらに二件の Parvata 行が行なわれたようで、まずその一つは kala の Puṃñabala によるものである。これについては文書の10行目に記されている。その記述は極めて簡單なもので、Puṃñabala が parvateṣu 〃Parvata 各地に〃 出掛けた際、 potǵoña (?) により 1 milima 4 khi の蒲陶酒が支出されたというものである。この 1 milima 4 khi という蒲陶酒の量については、先に述べたように kāla Kirteya の Parvata 行で支出された量と同量であり、Puṃñabala の場合も Kirteya 同様 vaṣḍhiǵa なる事をする爲 Parvata 各地に出掛けたものと思われる。ただ Puṃñabala の場合は Kirteya の時と違って Parvata 行に要する筈の食料の支出が全く記されていない。恐らくこれは、Puṃñabala の Parvata 行の食料が全く別所から支出された爲か、あるいは Puṃñabala が實際には先の Kirteya と一緒に Parvata へ出掛けていた爲か、どちらかの理由によるものと思われる。

ところで Puṃñabala の Parvata 行に關わる支出はこれだけではなかったようで、本文書の後の方にもそれと思われるものが記されている。すなわち11行目の atra 〃そこで〃 橐它の牧人等に kala たる Puṃñabala によって許された 2 milima の穀、10行目の Saǵamoya・Priyavata・Lýipeya 等が Sāca 各地に齎した 12 khi の蒲陶酒、(33) 12行目の prahuḍ'a 〃贈物〃 として Patraya・閒牒の Pi[-t-]eya・tasuca (Thomas 氏は〃通譯〃と推定されている) の Ḍhapǵeya・Moǵeci(-ya) 等四人に 5 khi ずつ與えられた物 (恐らく蒲陶酒と考えられる)(34) などがそれである。これらは、11行目の橐它の牧人等への支出が kala たる Puṃñabala の命令によって爲されていること、10行目の Saǵamoya と Priyavata とが次章で述べるように當時 Puṃñabala の命令で動いていたらしく、この Sāca 行も Puṃñabala の命によるものと考えられること、そして同じく12行目の四人に與えた 〃贈物〃 が、前節で觸れた Kirteya が Khotaṃma 行から戻った後 Ḍhapǵeya 等に與えるよう命じた蒲陶酒の贈物と同種のものと考えられること、などによって全て Puṃñabala が Parvata

行から戻った後、途中ある種の便宜を受けた者達に報酬として與えるため支出を命じたものと思われる。このうちまず最初の稾它の牧人等に許された 2 milima の穀については、Puṃñabala が Parvata 行の際彼等稾它の牧人等を徴發したので、その報酬として穀の支出が許されたのであろう。文書11行目にこの記事の後「〔彼等は〕稾它を供犠に〔出した〕」とあるのはこの間の事情を物語ったもので、文中の供犠 (yaṃña) とはあるいは Parvata での vaṣḍhiǵa のことであろうか。いずれにせよ Burrow 氏が vaṣḍhiǵa を〝festival〟とされた根據はこの邊にあると思われる。(35) 次に Saǵamoya 等三人が Sāca 各地に齎した 12 khi の蒲陶酒のことであるが、これについては當時 Parvata へ行くにはいったん東方の Sāca (Endere 遺跡に比定されている)(36) を經由していて、Puṃñabala が Parvata 行の途中ここである種の便宜を受けたので Saǵamoya 等に蒲陶酒を運ぶよう命じたものと考えられる。これに類した支出としては、前節で述べた Kirteya が Khotaṃna からの歸途 Nina から Kātila によって送られたので彼に蒲陶酒 4 khi を與えたというものがある。なお當時 Parvata へ行くのに Sāca を經由していたことについては、本稿の「結語」で今一度觸れる。さて次に12行目最後の prahuḍ'a〝贈物〟として Patraya 等四人に與えられた 5 khi ずつの蒲陶酒のことであるが、これについては先ほど述べたように Kirteya が Khotaṃna 行の後 Ḍhapǵeya 等に與えるよう命じた蒲陶酒の贈物と同様なもので、この場合は Puṃñabala が Parvata 行の際四人の者を徴用するかしたので、その報酬として lekha〝文書〟でその支出を命じたものと思われる。なお右の四人の中には Ḍhapǵeya も入っていて、この tasuca Ḍhapǵeya が Kirteya・Puṃñabala いずれの場合にもある種の働きをしていたことが分かる。

ところで、これ迄述べてきた kala Puṃñabala の行動を見ると、そして前節で述べた kāla Kirteya の行動を見ると、これら兩人物は本文書が作成された筈の所つまり2行目の iśa〝ここ〟とは本來違う場所に居たようである。まず先に前節の Kirteya について言えば、文書2行目に正に「その時 kāla の Kirteya がここに來た」とあり Kirteya がどこか別所から「ここ (iśa)」に來たことが容易に分かり、さらに7〜8行目に「そこから (adehi) kala の足下から命令文書が

來た」とあるので、その後 Parvata 行・Kuvani 行・Khotaṃna 行（これらについては2～7行目に記されている）から戻った際には、今度は「そこ」なる場所に居たことが分かる。Puṃñabala の場合は、Kirteya の如く Parvata 行に際して蒲陶酒の支出が爲されているので、やはり iśa〃ここ〃に立ち寄ったことは確實と思われるが文書にはそのことが記されておらず、その代わり先ほど觸れた11行目に「他に、そこで（atra）槀它の牧人等に kala の足下から許されている、2 milima の穀」とあり、さらに12行目には「他に、贈物が文書のゆえ出された」とあるので Puṃñabala が Parvata 行を果たした時にはすでに iśa〃ここ〃とは違う「そこ」なる場所に居り、そこから支出命令の文書を出していたことが分かる。このように、Puṃñabala と Kirteya とは元來各々本文書作成地たる iśa〃ここ〃とは違う場所に居り、そこから本文書作成地たる iśa〃ここ〃に來、そして Parvata 行等から戻った時にはいずれも同じ「そこ」なる場所に居たものと考えられる。なお、右で兩 kala 各々の元來居た場所が具體的にどのような場所であったかについては今一つよく分からないのであるが、Parvata 行等の後兩 kala が居た「そこ」なる場所と同じであった可能性がある。また「そこ」なる場所については、本文書が當時の支出明細を記した文書であるという點を考慮すれば、文書作成地たる iśa〃ここ〃とは正に逆の本文書の提出先以外には考えにくい。(37) それ故先ほどの兩 kala が Parvata 行等の後居た「そこ」なる場所とは、そしてあるいは兩 kala が本來居た場所でもあろうが、それは正に本文書の提出先のことと見なすべきである。右の場所と、本文書の作成地で Parvata 行等に關わる様々の支出が實際にとり行なわれた iśa〃ここ〃なる場所とが、具體的に Niya 遺跡群のどこに當たるか等については次章で觸れることにする。

さて、kala Puṃñabala の Parvata 行について述べるべきことは以上であるが、本章の最初で觸れたように、本文書にはその他に Cikiṃto・ʼvasu の Saǵamoya・Tuṃpāla・Cakola 等四人による、いわば第三の Parvata 行に關わる支出が記されている。それは文書11～12行目に記されていて、「他に、Cikiṃto と ʼvasu の Saǵamoya と Tuṃpāla と Cakola とが Parvata 各地での ṣami(-ya) (?) による 6 milima の蒲陶酒を受け取った」というものである。この記事

を一讀してまず氣附かれることは、その記し方が第一と第二の、つまり Kiirteya と Saǵamoya の Parvata 行の場合と少々異なっていて、恰も本文書が作成された Mayiri 王の一一年六月一日段階ではその爲の蒲陶酒は受け取っているが、四人はまだ Parvata へは出掛けていなかったかの如き印象を受けることである。また、右の四人のうち vásu の Saǵamoya はこれ以前に、文書8行目に記されているように kāla Kirteya の命令で Ḍhapǵeya の元へ vásu の Siǵaṇti と共に蒲陶酒の 3 khi の贈物を齎すことをし、さらにその後先に述べたように、kala Puṃñabala の命令で Priyavata 等と Sāca 行を行なっていた人物である。このように vásu の Saǵamoya なる人物は、文書作成地たる isa〃ここ〃で食料・蒲陶酒等の支出に於いて重要な役割を擔っていた人物と考えられるのであるが、その人物が今回は Cikiṃto 等と Parvata へ出掛けようとしている。この點が興味深いところである。

ところで右の Saǵamoya 等の Parvata 行に關する記事の前後には、先ほど述べたように Puṃñabala の命令による Parvata 關係と考えられる支出項目が記されている。それ故この Saǵamoya 等の Parvata 行も Puṃñabala の命令で、恐らく Puṃñabala の Parvata 行の後行なわれようとしていたものと思われるが、正にそのことを Puṃñabala が Saǵamoya に實際に命じた時のカロシュティー文書が別に發見されている。次章ではこの文書についてまず見てみようと思う。

二　關連文書

(一)　No. 634 文書

前章の最後で少し觸れた、kala の Puṃñabala が vásu の Saǵamoya に Parvata 行とそれに關わる支出を命じた文書とは、*Kharoṣṭhī Inscriptions*, Part II に於いて No. 634 の番號を附せられた文書で、(38) 同書に據れば全文左の如きも

のドゆゆ。

(1) maharayaputra kāla puṃnyabala lihati. ṕvasu [saǵa]··[yaṣa] maṃtra deti. janaṃta bhavitav·
大王の息子たる kāla の Puṃnyabala が記す。ṕvasu の [Saǵa](-mo-)[ya] に命令を與う。私が記すことを

(2) yo lihami. avi yo dvi tre vara imade lekha atra preṣemi tahi iśa gaṃtavo asi. ajakra divaṣa
知る（べきである）。また，私が二・三度ここから，汝ここに來るべし，という文書をそこに送っていることを。39

iśa na
今日迄ここに汝は

(3) agachiśatu. taha suṭha alpa puṃñika na vaṭeṣi.....nida.....[karaṃ]nae. ahu-
來ないであろう。かく非常に德少なく汝は遲滯（？）している40……運んだ（？）……[する] 爲に。い

(4) no cǵito cak[u]ṕvala ṣa ca atra viṣajidemi. tuo masu milima 4 2 nikhalidavo. cǵito cakuṕvala
ま Cǵito と Cak[u]ṕvala とをそこに私は送った。汝は蒲陶酒 6 milima を出すべきである。Cǵito と Cakuṕvala は

(5) ta[hi] ṣadha parvataṃmi gaṃtavo vaṣḍhiǵa karaṃnaya. yaṃ ca tatra stora manaǵa
[汝] と共に Parvata へ行くべきである，vaṣḍhiǵa (?) をする爲に。かの地に於ける如何なる馬（？）・manaǵa (?)

[chata]ǵa vusma ṣa [ca] ṣa-
・[chata]ǵa (?)・vusma (?) も全

(6) rva tahi nikhalidavo. yahi tatra cita na kariṣyatu, taha maṃnasaṃmi hutu. yahi parvatade cǵitoe-
て汝によって出さるべきである。もしかの地で汝が思量しないなら，かく心懸けるべし。 Parvata から Cǵito と

(7) na sadha nivartiṣ〔ya〕tu, tena sadha tahi iśa agaṃtavo. edeṣa cǵito cakuvála meghimaṣa ca

共に汝が還〔れば〕，彼と共に汝はここに来るべきである。これらの Cǵito と Cakuvála と Meghima と

この文書は第1行目を見ればすぐ分かるように、kāla の Puṃnyabala が vásu の Saǵa(-mo-)ya に宛てた命令文書で、問題の記事は3行目の終わりから6行目にかけて記されている。なお、本文書の1行目で kala Puṃñabala の名が kāla Puṃnyabala と記されているが、これの方が本來この人物の名のより正確な表現に近いものと思われる。(41) さて、本文書の3〜6行目にかけての問題の記事とは、「いま Cǵito と Cak〔u〕vála とをそこに私は送った。汝は蒲陶酒の 6 milima を出すべきである。Cǵito と Cakuvála は〔汝〕と共に Parvata へ行くべきである、vaṣḍhiǵa (?) をする爲に。かの地に於ける(42)如何なる馬 (?)・manaǵa (?)・〔chata〕ǵa (?)・vusma (?) も全て汝によって出さるべきである。もしかの地で汝が思量しないなら、かく心懸けるべし」というものである。この記事を先の No. 637 文書11〜12行目の「他に、Cikiṃto と vásu の Saǵamoya と Tuṃpāla と Cakola とが Parvata 各地での ṣami(-ya) (?) による 6 milima の蒲陶酒を受け取った」という記事と較べてみると、既に Burrow 氏が指摘しておられるように(43)前者の Cǵito・Cakuvála なる人物はそれぞれ後者の Cikiṃto・Cakola と同一人物であることは確實で、また書かれている蒲陶酒の量も 6 milima といずれも同じであり、そしてさらに兩者いずれにも Parvata の事が記されているので、前者の記事が後者の支出記錄（あるいはより正確には受け取り記錄）の元になった支出命令の記事であったことは明らかである。このような點をふまえ今一度先の本文書の記事を見直してみると、以下のようなことが分かる。

まず No. 637 文書11〜12行目に記されていた Cikiṃto (Cǵito)・Saǵamoya・Tuṃpāla・Cakola (Cakuvála) 等への總計蒲陶酒 6 milima の支出が、元々 Puṃnyabala (Puṃñabala) の命令で Saǵamoya によって行なわれたものであったこと。つまりこの時蒲陶酒の受け取り手の一人 Saǵamoya がまさに、Puṃnyabala の命令で自ら蒲陶酒の支出を行なって

いたのである。前章の終わりの方で述べたようにやはり Saǵamoya は No. 637 文書の iśa〝ここ〟すなわち本文書の atra〝そこ〟なる場所で、食料・蒲陶酒の支出に於いて重要な役割を果たしていたものと思われる。なお先の記事によれば Saǵamoya にはその他に、stora〝馬(?)〟[44]・manaǵa(?)[45]・[chata]ǵa(?)[46]・vusma(?)[47] 等の物の支出も命ぜられているが、何故か No. 637 文書には支出記録として殘っていない。

本文書の記事によって分かることは次に、蒲陶酒 6 milima の支出を受けた Cikiṃto (Cǵito)・Saǵamoya・Tuṃpāla・Cakola (Cakuvāla) 等が、當時 Puṃnyabala によって Parvata へ行き vaṣḍhiǵa なる事をするよう命ぜられていたことである。右の四人のうち Tuṃpāla については本文書に記述が無いのでよく分らないが、あるいは當時 Saǵamoya の配下に居たものであろうか。いずれにしても、Puṃnyabala (Puṃñabala) の命による Cikiṃto (Cǵito)・Saǵamoya 等四人の Parvata 行ということについては前章の終わりの方である程度推定し得たのであるが、本文書の記事によってさらに、その Parvata 行が正に Kirteya や Puṃñabala 自身のそれの如く vaṣḍhiǵa なる事をする爲のものであったことが分かるのである。なお、本文書の6〜7行目に「Parvata から Cǵito と共に汝が還れば、彼と共に汝はここに來るべきである」と記されているので、當時 Puṃnyabala (Puṃñabala) が Parvata に居なかったことは明らかである。本文書によって Parvata 行を命じた時には、前章で述べたように、Puṃnyabala は既に自らの Parvata 行から戻って來ていたものと思われる。

さて今一つ本文書の先の記事によって分かることは、總計蒲陶酒 6 milima の支出を受けた四人のうち Cǵito (Cikiṃto) と Cakola (Cakuvāla) の二人が、元々 Parvata で vaṣḍhiǵa の事をする爲 Puṃnyabala の元から派遣された者達であったことである。なお本文書の7行目にはその他に Meghima なる人物の名が記されているが、No. 637 文書に記載されていない五人目の人物としてこの者も、蒲陶酒の支出を受け Parvata に行くよう命ぜられていた可能性がある。[48] いずれにしても彼等は、Puṃnyabala の元つまり本文書に記されている〝ここ〟なる場所からまず Saǵamoya の元すなわち

〃そこ〃へ、恐らく本文書を攜えて行き、〃そこ〃で Saǵamoya から Parvata 行の爲の蒲陶酒の支出を受けることになるのである。

ところで、右で「本文書に記されている〃ここ〃なる場所」・「〃そこ〃」と述べたが、これら〃ここ〃・〃そこ〃と言った場所は具體的に Niya 遺跡群のどこに當たるのであろうか。この點について以下少し觸れておきたい。そうすることによって、前章で述べた No. 637 文書の〃そこ〃・〃ここ〃の位置も自ら明らかになる筈である。まず、右の點を明らかにする爲是非知っておかねばならないことは、本文書が Niya 遺跡のどこで發見されたかということである。これについては發見者である Stein 氏の手短な說明があり、それに據れば本文書の發見場所は No. 637 文書のそれと同じ N. XXIX 家屋址だったのであり、さらに言えばその內の No. 637 文書が發見された通路 iv の斜め鄰りに位置した〃office〃と思われる部屋 i だったのである。(49) このように本文書は No. 637 文書と同じ家屋址內で發見されていたのであるが、このことはこれ迄述べて來たことからすれば若干奇異な感じを與えることかもしれない。何故ならこれ迄述べて來たように、本文書は Puṃnyabala (Puṃñabala) から Saǵamoya へ宛てた文書で、一方 No. 637 文書は逆に Saǵamoya の居た場所から Puṃñabala (と Kirteya) の居た場所に送られる文書だったので、本文書が發見される際には No. 637 文書と全く異なる場所で發見されると考えるのが普通だからである。しかし乍ら、既に述べたように本文書に關してはその命令內容の一部が實行されているので發送されたことが明らかなのに對して、No. 637 文書は支出明細報告書と思われるにも拘らず當時發送されたという明證は殆ど無い。それ故、本文書は No. 637 文書と同じ N. XXIX 家屋址內で發見されてはいるが、それは本文書が Puṃnyabala の元から發送されて來た後そこにその儘殘ったからであり、一方 No. 637 文書の場合は何らかの理由で發送されないままそこに殘っていたものと考えられるのである。なお本文書の發送先が發見場所である N. XXIX 家屋址そのものであったということについては、次節で述べる三文書がいずれも本文書同樣 Puṃnyabala から Saǵamoya に宛てた命令文書で、それらが本文書と全く同じ地點で發見されていることによっても明らかである。この

ように、本文書とそして No. 637 文書が發見された N. XXIX 家屋址こそ正に、本文書の發送先である Saǵamoya の居た場所すなわち本文書の〃そこ〃だったのであり、また同時に No. 637 文書の作成された場所すなわち同文書でいう〃ここ〃でもあったのである。

それではもう一方の、右の場所とはちょうど逆の當時 Puṃnyabala が居て本文書を作成した場所、すなわち本文書で〃ここ〃と記される場所とは、一體 Niya 遺跡群のどこに當たるのであろうか。この場所についてまず言えることは、この場所が同時に、Puṃñabala (Puṃnyabala) の他に Kirteya も居て No. 637 文書の本來の提出先であった場所、すなわち同文書で〃そこ〃と呼ばれる場所でもあったということである。この點についてはこれ迄述べて來たことによって直ちに理解されることと思う。ところがその實際の場所については今一つ分かりにくい點が多い。ただ、Niya 遺跡群中央よりやや北寄りにある N. V. xv 家屋址からは、當時 Puṃñabala の kileci (kilme(-ṃ-)ci とも書かれるもので Thomas 氏は〃tenant〃の譯を與えておられる)[50] であった Priyapata なる人物[51]に關わる契約文書 No. 331 文書がほぼ完全な姿で發見されているが[52]、その covering tablet の封印の横には

eṣa muṃdra kala puṃñabalaṣa.

この封印は kala の Puṃñabala の(もの)。

と記され[53]、文書中身の末尾には

likhida maya śraṃmana mokṣabudhiyena maharayaputra kala puṃñabalaṣa anatiyena.

大王の息子たる kala の Puṃñabala の命令で, 私沙門の Mokṣabudhi(-ya) によって書かれた。

と記されていて、Puṃñabala の命令で作成されたことが明らかなので、あるいは N. V. xv 家屋址が當時 Puṃñabala (Puṃnyabala) の居た問題の場所ではなかったかと思われる。なおこの家屋址には、No. 637 文書2行目で「cozbo の Soṃjaka の時に」と記されている cozbo Soṃjaka も當時居た形跡が認められる[54]。

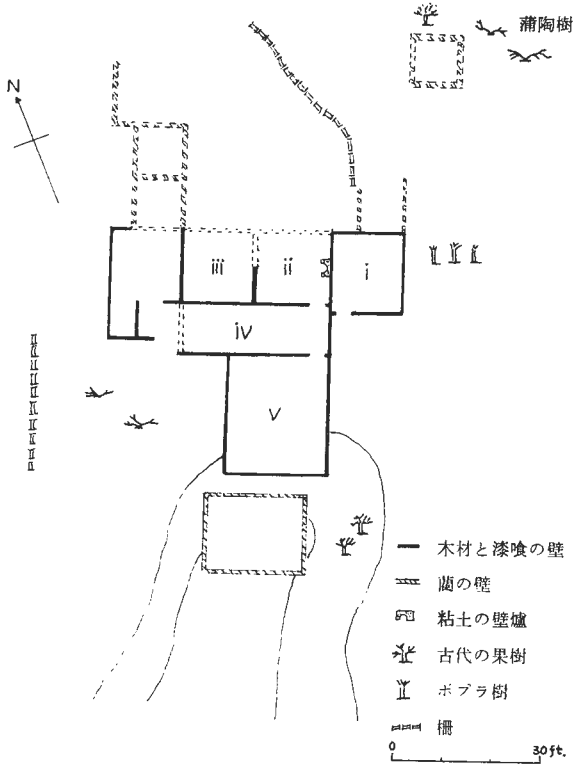

〔N. XXIX 家屋址圖〕
M. A. Stein, *Serindia*, III, Plan 16 に據る。

圖 2

このようにして、本文書で〝そこ〟と記されまたNo. 637文書で〝ここ〟と記される場所がN. XXIX家屋址であること、そして逆に本文書で〝ここ〟と記されNo. 637文書で〝そこ〟と記される場所がN. V. xv家屋址らしいことが分かったのであるが、それではこれら兩家屋が當時どのような役割を果たしていたか、この點について次に少し述べておこうと思う。まず前者のN. XXIX家屋址のことであるが、これについては今迄述べて來たことから見て、當時主として穀・蒲陶酒等の物資の出入を司る役割を果たしていたことは確實である。Stein氏の附圖に據ると、(55) この家屋址は15m×18m程の大きさのもので、内には本文書が發見され〝office〟に比定された部屋iやNo. 637文書が發見された通路と言われている空間ivも含めて八つの部屋があったようである。その中の一つでNo. 637文書が發見された通路に通ずる最も大きい部屋vは、あるいは當時物資の入っていた倉そのものではなかったかと思われる。N. XXIX家屋址とはこのような環境を備えた物資出入の役割を果たす役所のような所だったと考えられるのであるが、さらにこの家屋址はParvata方面へ出掛ける際便利

な位置にあったようである。kāla の Kirteya や Puṃñabala もここに來てここから Parvata へ出掛けたのであり、Cikiṃto (Cǵito)・Saǵamoya 等も Puṃnyabala (Puṃñabala) の命令でここから Parvata へ出掛けようとし、さらに次節で述べるように No. 637 文書10行目の Priyavata もここから Parvata へ行くよう Puṃnyabala によって命ぜられていたからである。N. XXIX 家屋址は當時 Caḍ'ota 方面から Parvata へ行く際重要な位置を占めていたものと考えられる。一方、當時 Puṃñabala や Kirteya 等が居たと思われる N. V. xv 家屋址のことであるが、これについては、ここから多數のカロシュティー文書が發見されていること、[56] それらの文書に於いて宛名として少なからずその名が登場する cozbo Soṃjaka が Burrow 氏の言われるように[57] この地方で大きな力を持っていたと思われること、そしてこの家屋址からは有名なカロシュティー文書の年代を決定する鍵となった「泰始五（二七〇）年十月戊午朔廿日丁丑」の日附の入った漢文木簡[58]等も多數發見されていることなどを指摘しておくに止めたい。[59] これのみによっても、N. V. xv 家屋址が當時この地方で最も重要な役割を果たしていた場所の一つであったことが直ちに理解されると思う。なお Stein 氏の地圖に據ると、[60] この N. V. xv 家屋址と先の N. XXIX 家屋址とは直線距離約 8 km 程の距離である。

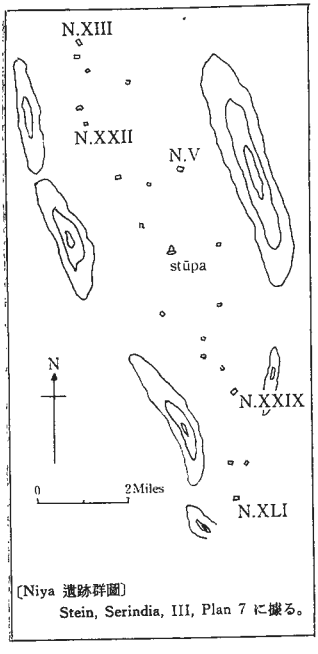

〔Niya 遺跡群圖〕
Stein, Serindia, III, Plan 7 に據る。

圖 3

さて、以上で No. 637 文書11～12行目の支出記錄の元になった命令文書すなわち No. 634 文書について述べるべきことはほぼ盡きるのであるが、ここでもう一度本文書の記事を見直してみると、2行目に「また、私が二・三度ここから、汝ここに來るべし、という文書をそこに送っている」とありその後に叱責の文が記されていて、當時本文書の發送以前に Puṃnyabala が Saǵamoya の元へ二・三通の文書を送り自らの元に來

るよう催促していたことが分かる。そして正にその文書と思われるカロシュティー文書三點が、Stein 氏によって本文書の發見地點と全く同じ所で發見されている。これらの文書は本文書ほど No. 637 文書の支出記事との對應が明らかなものではないが、それでも若干關連する記事も認められ、またそこには Parvata に關する貴重な記事も含まれている。それ故次節でこれらの文書についてみようと思う。

(二) Nos. 622, 635, 633 文書

前節で述べた No. 634 文書以前に Puṃnyabala が Saǵamoya へ出したと思われるカロシュティー文書三點とは、具體的に言うと Nos. 622, 635, 633 の三文書のことであるが、これらの文書はその內容から見て恐らく右に述べた順序で作成・發送されたものと考えられる。

まず最初は No. 622 文書についてであるが、この文書の全文は *K. I.*, II に據れば左の如きものである。(61)

(1) maharayaputra kāla puṃnyabalena lihati. vásu saǵimoyaṣa arogiyo
大王の息子たる kāla の Puṃnyabala が記す。vásu の Saǵimoya に健康

(2) preṣeti. janaṃda bhavidavo yo lihami. yaṃ ca atra masu avamici tatra cavala
を送る。私が記すことを知るべきである。そこで蒲陶酒の債務であるものは如何なるものもかの地で急ぎ集めらる

saṃghalidavo. eṣa masu parvataṃmi
べきである。この蒲陶酒, Parvata での (分) が

(3) giṃnidavo. vaṣḍhiǵa kartavo. avi uṭi 4 keti viraya uṭa siyaṃti taha ede
受け取らるべきである。vaṣḍhiǵa (?) が爲さるべきである。また, 雌囊它 4 と雄囊它があるだけ, かくこれらの

uṭehi toṃgha vaṭh'a-

臺它が toṃgha (?) と從

(4) yaǵana ṣadha tahi puraṭhita iśa anidavo. yaṃ ca palýi taha tahi te ṣadha iśa anidavo.

者等と共に，汝の面前でここに齎さるべきである。税の如何なるものもかく汝によって彼等と共にここに齎さるべ

avi aṃnena tava-

きである。また，穀によって絨

(5) staǵa 3 krinidavo. iśa anidavo. avi ciroṃāṣa laṃce iśa anidavo.

緞3が買わるべきである。ここに齎さるべきである。また，ciroṃa (?) の laṃce (?) がここに齎さるべきである。

avi iśa khotaṃni palayaṃnaǵa

また，ここに Khotaṃna 人の逃亡者

(6) ……ma……[h· ti]……atra visarjidemi. atra…

……そこに私は送った。そこ…

さて，本文書の内容でまず注意されるのは3～5行目の記事である。何故ならこれによって，當時 Puṃnyabala が恐らく最初に Saǵimoya (Saǵamoya のことと思われる)[62] に自らの元へ來るよう命じた時の狀況が多少なりとも分かるからである。すなわち3～5行目の記事に據れば，その時の用向きは toṃgha (Burrow 氏に據れば馬・棗它に關る輸送のことを司る官と考えられる) やその從者らと共に，雌雄の臺它・palýi〝税〟・穀によって購入すべき tavastaǵa〝絨緞〟三枚・ciroṃa の laṃce (Burrow 氏に據ると[64]〝ある種の農産物の規定量〟という程の意味になる) などを齎すことだったのである。[63]

ところで，本文書には今一つ注意すべき記事が右の記事の前に記されている。それは2～3行目にかけて記されてい

る Parvata 行のことを命じたと思われる記事である。それによれば當時は Puṃnyabala は Sagimoya にまず、蒲陶酒の債務分（恐らく税としての未徴收分のことと思われる）を tatra 〃かの地で〃急ぎ集め、その蒲陶酒でもって Parvata で vaṣḍhiga のことをするよう命じたらしいのである。この命令は、先に述べた No. 634 文書で同じ類の命令が出ているので直ちに實行されたものとは考えにくいのであるが、ここで問題となるのは、蒲陶酒の債務分を集めそれでもって Parvata での vaṣḍhiga の分に當てるよう命じていることである。後に No. 634 文書で Puṃnyabala がその支出を命じ、No. 637 文書によって Sagamoya がそれを實際に支出したことが確實な「ṣami(-ya) (?) による 6 milima の蒲陶酒」とは、元々本文書で右のようにして集めることを命ぜられていた蒲陶酒そのものではなかったかと思われるのである。

さて、本文書には理解し得る限りでは以上二種の命令が記されていたのであるが、これら二種の命令のうち右で述べた Parvata 行に關る命令の方が先に記されているので、本文書で Puṃnyabala はまず Parvata 行のことを行ないその後自らの元へ諸物を齎すよう命じていたものと考えられる。しかし乍ら、既に述べたようにこれらの命令はいずれも直ちに實行されたわけではなかったようである。

次に Puṃnyabalaが出したと思われる命令文書は No. 635 文書である。(65) 同文書は K. I., II に據れば表側に(66)

〔——〕vasu sagamoyaṣa dadavo.

〔——〕vasu の Sagamoya に 與えられるべきである。

と記され、裏側には左のような記述がある文書である。

(1) krinidavo. iśa viṣarjidavo. yati atra na bahu labhiśatu, parvatade

買わるべきである。ここに送られるべきである。もしそこで多くを汝が得なければ, Parvata から

(2) puna krinidavo.　　avaśya ghrida māṃtsa bahu iśa ativatidavo.　avi
更に買わるべきである。必ず酥油・肉が多くことに運ばれるべきである。また,

(3) tahi saǵamoyaṣa parvataṃmi gaṃdavo multeyena ṣa ca.　aṃna prace a-
汝 Saǵamoya は Parvata に行くべきである, Multeya と共に。穀に關して注

(4) nata niceya kartavo.　　yati eta ahuṃno anatha na karisyasi, eta
意深く(67)確定さるべきである。もしこれを今注意深く爲さないなら, この

(5) aṃna puna tuo tanuvade śodheyisyasi.　　avi parvataṃmi yoǵa a-
穀を更に汝は自らのものから辨濟するであろう。また, Parvata で yoǵa (?) が必

(6) vaśa krinidavo
ず買わるべきである。

この文書の內容でまず注意すべき點は、第1行目の文章が途中から始まっていて本文書の前半部分が缺落していると思われる點である。これは本來本文書と對になって使われ本文書の今は見られない前半部分が記されていたと思われる under tablet が失われてしまった爲であるが、ここで問題となるのは、それ故そこに記されていた筈の本文書の發し手の名と、最も重要な前半部分の內容が殆ど分からなくなってしまっていることである。ただ前者の文書の發し手ということについては、本文書の內容から恐らく Puṃnyabala であることが確實と思われるのであるが、後者の重要な前半部分の內容ということについては全く致し方ないところである。

さて、そこで本文書の具體的な內容について見ると、本文書は全體として Saǵamoya に、Multeya なる者と Parvata へ行きそこで ghrida〝酥油〟・māṃtsa〝肉〟・yoǵa (?) なる物を購入しそれらの物(68)を「こと」(Puṃnyabala の居た場所と思

われる)」へ運ぶよう命じる内容となっている。この命令内容を先ほどの No. 622 文書の命令内容と較べてみると、いずれも Parvata へ行った後自らの元へ諸物を持って来るよう命じているので、本文書の命令内容と No. 622 文書のそれとの間にはある種の共通性が認められるのである。

ところで右の命令内容を見ると Saǵamoya に Parvata で ghrida〝酥油〟・māṃtsa〝肉〟・yoǵa (?) なる物を購入するよう命じているので、當時 Parvata ではこれらの物を産していたことが分かる。これらの物のうち〝酥油〟と〝肉〟とは Caḍ'ota 附近でも産したようであるが、[69] yoǵa なる物については全く不明で[70] Parvata でのみ産した物と思われる。

なお本文書には、以上述べた命令の他に穀に關する確定という命令が3〜5行目にかけて記されているが、そこに記されている穀は、既に述べた No. 622 文書でそれによって tavastaǵa〝絨緞〟を買うよう命ぜられていた穀のことではなかったかと考えられる。

さて、右に述べた No. 635 文書の次に更に Puṃṃyabala によって出されたと思われる命令文書が、以下述べる No. 633 文書である。[71] 同文書は表側に

(1) ýasu saǵamoya priyavata ṣa ca

ýasu の Saǵamoya と Priyavata との

(2) viyalidavo.

(足下に於いて) 開けられるべきである。

と記され、[72] 裏側には左のような記述がある文書である。

(1) (ya?) [hi atra] na vikriśaṃtu, parvataṃmi priyavata sukmanaṣa ca kyutseyena

(も) [しそこで] 汝 (等)が賣らぬなら (?), Parvata へ Priyavata と Sukmana とが Kyutseya

(2) (ṣa)dha gaṃdavo. tatra koj'ava tavastaǵa ghridaṣa ca krinidavo. tatra karyami o-

（と共に）行くべきである。かの地で毛覆いと絨緞と酥油とが買われるべきである。かの地で務めに精

(3) suka avájidavo. yahi ahuno bhuya śiśila oḍ'iśaṃtu, taha maṃnasaṃmi ho-

勵すべきである。もし今，更に汝（等）が懈怠するなら，かく心懸ける

(4) tu. avi heḍ'i paśava avaśa krinidavo. yaṃ ca labhiśaṃtu taha nama name-

べし。また，山羊（？）なる畜が必ず買わるべきである。汝（等）が得る如何なるものもかく名前名前に

(5) na pravaṃnaǵaṃmi lihidavo. iśa prahaṃdavo. avi pararivarṣi priyavataṣa

よって受け取り書（？）に書かるべきである。ここに送らるべきである。また，一昨年のもの（？），Priyavata の

vaṃti

元に

(6) kalaśa 1 masu aṣi. eda kalaśa bhiṃnitaya maṃtreti. eda kalaśa 2 priyava-

蒲陶酒１瓶があった。この瓶が割れたと彼は報じている。この瓶２が Priyava-

(7) taṣa paride śodhedavo. yahi paśava bahu labhiśaṃtu, sukmanena ṣadha iśa a-

ta から辨濟さるべきである。もし畜を多く汝（等）が得れば，Sukmana と共にここに齎

(8) nidavo.

さるべきである。

本文書についてまず気づくべきことは，先の No. 635 文書同様 under tablet を缺いていて文書の發し手の名と命令内容の前半部分が缺落しているという點である。ただこのうち文書の發し手については，No. 635 文書と同じく文書の内容

からそれが Puṃnyabala であることはほぼ間違いないと思われる。命令内容の前半部分が缺落していることについては、No. 635 文書の場合同様如何ともし難いのであるが、本文書の場合この點は特に注意されなければならない。何故なら本文書の表側に Saǵamoya とそして Priyavata に宛てたことが明記されているにも拘らず、本文書の内容は Priyavata に關するものが多く、それ故 Saǵamoya 自身に關る主要な命令は發見されていない前半部分に記されていたと考えられるからである。

そこでまず Priyavata に關する命令を見てみると、1～2行目にかけて、atra〝そこ〟すなわち本文書の發見地たる N. XXIX 遺址附近で何か不明なる物を賣らないなら、Priyavata と Sukmana とが Kyutseya なる者と共に Parvata へ行くべきことが命じられている。そしてその際購入すべき物が、2行目の koj'ava〝毛覆い〟・tavastaǵa〝絨緞〟・ghrida〝酥油〟であり、4行目の hed'i paśava〝山羊(?)[73]なる畜〟だったようである。このうち〝絨緞〟は No. 622 文書で穀によって購入するよう命ぜられていた物であり、〝酥油〟も No. 635 文書で購入が命ぜられていた物である。また右の二點の物と〝毛覆い〟とは Cad'ota 附近でも産したようであるが[74]、hed'i paśava〝山羊(?)なる畜〟については他に用例が全くなく恐らく Parvata 獨自に産した物と思われる。これによって當時の Parvata の地の産物と、Parvata 行というものがある種の交易的要素を帶びる場合もあったことが分かるのである[75]。ところで、本文書にはもう一つ Priyavata に關する命令が5～7行目にかけて記されている。それは、一昨年の(?)[76]蒲陶酒一瓶を割ったと報じている Priyavata に二瓶(分)で辨濟するよう命じたものである。抑々この Priyavata なる人物については、最初に述べた No. 637 文書に於いても Saǵamoya 等と Sāca へ蒲陶酒 12 khi を運んでいることが明らかなので、當時蒲陶酒の管理に關っていた人物ではなかったかと思われるのである。

一方、本文書の主たる受け取り手である Saǵamoya 自身に對する具體的命令は先に述べたように極めて少ないのであるが、4～5行目の Saǵamoya の所で得た全ての物を pravaṃnaǵa〝受け取り書(?)[77]〟に書いて送るべきこと、7～8

行目の畜を多く得ればSukmanaと共にiśa〝ここ〟へ齎すべきこと、などがそれである。

さて本文書にはこの他、3～4行目にかけてSagamoya等の懈怠を戒める文が記されているが、このことはこれ迄のNos. 622, 635等二文書の命令内容が必ずしも充分實行されたわけではなかったことを示している。そして更に、本文書の命令自體も必ずしもこの後充分に實行されたとは思われないのである。何故なら、本文書の次に出されたと思われるNo. 634文書に更なる叱責の文が記されていたからである。[78] この點については前節の終わりで既に述べた通りである。

結語

以上これ迄、Parvataに關るNos. 637, 634, 622, 635, 633等五點のカロシュティー文書について見て來た。それによるとMayiri王の一一年六月一日を去ることそれほど遠くない時期に、kāla KirteyaやkalaPuṃñabala (kālaPuṃnyabala)、そして後者の命を受けたCikiṃto (Cgito)・Sagamoya・Tuṃpāla・Cakola (Cakuvala)等がvasḍhiga なる事をする爲、Caḍ'ota方面からParvataへ出掛けていたのである。そしてその際必要な蒲陶酒・食料等の物資を支出していたのが、これら五文書の發見地でNiya遺跡群南部に位置していたN. XXIX家屋址だったものと思われるのである。また當時のParvata行に若干ながら言わば交易的要素のようなものがあったことも、No. 634以下の諸文書の檢討過程で明らかになったところである。

さてそれでは、このParvataの地とは具體的に當時どこにあったと考えられるのであろうか。以下この點について少し觸れ本稿の結語としたい。

「はじめに」で述べたようにParvataについてはこれ迄あまり觸れられることはなかったのであるが、ただ例外的にThomas・Burrow兩氏のみはその位置に關して貴重な指摘をされている。[79] すなわち、Thomas氏はChavannes氏の『後漢書』西域傳に關する研究に據りながら當時鄯善の支配下にあった戎盧國をParvataだとされ、[80] 一方Burrow氏は[81]

カロシュティー文書の研究過程で極く大まかに Parvata を Caḍ'ota 南方の丘陵地帶の名であろうとされたのである。これら兩氏の見解はそれぞれ貴重な示唆を含むものであるが、ここで特に興味深いのは前者 Thomas 氏の戎盧說である。この Thomas 氏が Parvata の地とされた戎盧の〃國〃については實はそれ程詳しい史料はないのであるが、それでも『漢書』西域傳に

戎盧國、王治畀品城、去長安八千三百里。戶二百四十、口千六百一十、勝兵三百人。東北至都護治所二千八百五十八里、東與小宛、南與婼羌、西與渠勒接。辟南不當道。(82)

とあり、また同傳の精絕國條に「南至戎盧國四日行」とあるので(83)、人口一六一〇の小さな〃國〃で、所謂西域南道から南へ外れた所に位置し精絕（Caḍ'ota）からは南へ四日行程の所にあったことが分かるのである。また、その實際の位置については、Thomas 氏もその研究の一部を引用されている A. Herrmann 氏の見解に據れば(84)、Niya 遺跡南方の丘陵地帶に位置した Talkanlik に比定されるようである。

このように Thomas 氏が Parvata の地とされた戎盧國とは人口一六一〇程の〃國〃で、精絕（Caḍ'ota・Niya遺跡）から南へ四日行程の Talkanlik 附近にあったと考えられるのであるが、ここで問題となるのは既に No. 637 文書のところで述べたように、當時 Caḍ'ota 方面から Parvata へ行く際には一旦東方の Sāca（Endere 遺跡）を經由していたと思われることである。それ故當時の Parvata の地は、Caḍ'ota 南方の戎盧の地すなわち Talkanlik より今少し東方の Endere Darya 上流域附近にあったと考える方がより無理がないものと思われるのである。松田壽男氏に據れば(85)、この附近には先の戎盧から小宛（Herrmann 氏に據れば(86)おおよそ Dalai Kurgan に比定される）そして且末（Charchan）へと續く閒道が通っていたようであるが、私はこの閒道が Endere Darya 上流域と交叉する地點すなわち Kara Sai 附近に Parvata の中心地を比定するものである。

なお、この Parvata に關する更に詳しい狀況については、また別に稿を改めて論じたいと思う。

註

(1) この點については、J. Brough, Comments on Third-century Shan-shan and the History of Buddhism, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* (以下 *B.S.O.A.S.* と略記する), vol. XXVIII, part 3., 1965 を參照。

(2) この點については本稿の「結語」で詳述する。

(3) A. M. Boyer, E. J. Rapson, and E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan* (以下 *K.I.* と略記する), part II, Oxford, 1927, pp. 239—240, Plate XI. なお No. 637 文書は元々發見者である M. A. Stein 氏によって N. XXIX. iv. 2 なる遺物番號が附されていたものである。v. M. A. Stein, *Serindia*, Oxford, 1921, vol. I, p. 266.

(4) Stein, *Serindia*, I, pp. 237—238.

(5) *ibid.*, p. 266.

(6) 以下本稿で引用する文書の transliterate と譯に於いて、〔 〕を附したのは *K.I.* による推定部分で、( ) は私が附したものである。

(7) jiṭuga と侍中の對應については、Brough, *B.S.O.A.S.*, XXVIII—3, pp. 600—601 を參照。

(8) 榎一雄氏は cozbo と主簿との對應を推定されているが極めて興味深い考え方だと思う。榎一雄「中央アジア・オアシス都市國家の性格」『岩波講座世界歴史』第六卷（岩波書店、一九七一年）所收。三五七ページ。

(9) pačevara〝燈〟については以下を參照。T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan* (以下 *K.D.* と略記する), Cambridge, 1937, p. 102. H. W. Bailey, Gāndhārī, *B.S.O.A.S.*, XI—4, 1946, p. 795.

(10) cf. Burrow, *K.D.*, pp. 124—125.

(11) soṃgha はカロシュティー文書にはこれを含めて二度しか出ぬ單語で、意味は殆ど分からない。v. Burrow, *K.D.*, p. 132.

(12) Burrow 氏に據れば potǵoña と區別されるものであるが意味は全く不明と言う。v. Burrow, *K.D.*, pp. 107, 126—127.

(13) F. W. Thomas, Some Notes on the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan, *Acta Orientalia* (以下 *A.O.* と略記する), vol. XII, 1934, p. 61, n. 3.

(14) F. W. Thomas, Some Notes on the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan, *A.O.*, XIII, 1935, p. 76. Burrow, *K.D.*, p. 82.

(15) 榎一雄「鄯善の都城の位置とその移動について(一)」『オリエント』第八卷一號、一九六五年、八ページ及び一四ページの補註。

(16) Burrow, *K.D.*, p. 120.

(17) *ibid.*, p. 120.

(18) E. J. Rapson and P. S. Noble, *K.I.*, III, Oxford, 1929,

p. 325. Brough, *B.S.O.A.S.*, XXVIII—3, p. 592. なお私は「寄田仰穀考」(『史林』第六七巻第六號，一九八四年，四九ページ註(7)) に於いて Niya 遺跡をカロシュティー文書に現われる地名 Nina に當てるとしたが，これは誤りであった。ここに訂正しておく。

(19) H. Lüders, Zur Schrift und Sprache der Kharoṣṭhī-Documente, *Bulletin of the School of Oriental Studies* (以下 *B.S.O.S.* と略記する), vol. VIII, parts 2 and 3, 1936, p. 642, n. 3.

(20) Thomas, *A.O.*, XIII, pp. 57—60.

(21) Burrow, *K.D.*, p. 72.

(22) Rapson and Noble, *K.I.*, III, p. 363.

(23) Rapson and Noble, *K.I.*, III, p. 363 の milima の項で指摘されているところに據る。

(24) *The Oxford Classical Dictionary*, edited by N. G. L. Hammond and H. H. Scullard, Oxford, 2nd ed., 1979, p. 659 より計算した數値である。

(25) Bailey, *B.S.O.A.S.*, XI—4, p. 767.

(26) H. A. Jäschke, *A Tibetan-English Dictionary*, London, first issue 1881, reprinted 1977, p. 381, bre より計算した數値である。

(27) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, pp. 172—173. No. 478 は發見者である Stein 氏によって N. XXII. iii. 13 なる遺物番號が附されていたものである。v. Stein, *Serindia*, I, p. 254, Pl. XXV.

(28)

(1) saṃvatsare 10 mahanuhava maharāya jiṭugha
大威德・大王・jiṭugha (侍中？) Vaṣmana vaṣmana deputraṣa maṣe 4 2 divaṣe 10. isa ĉhúṃnaṃmi
神子 (天子) の10年 6 月10日に於いて。この時，khvaniyade seniye ayitaṃti guśura kuṣanaṣena
Khvani(-ya) から兵士らが來た，guśura の Kuṣanaṣena caruveta sṕeṭha vidhura cvalayiṃna
と Caruveta と sṕeṭha の Vidhura と cvalayiṃna の puṃñavaṃta cozbo naṃtipala paluǵeyaṣa
Puṃñavaṃta と cozbo の Naṃtipala と Paluǵeya と ca. edeṣana vaṃti nisaǵa aṃna nikhasta.
が。この者達の元に與える (？) 穀が出された。

(2) guśura kuṣanaṣenaṣa vaṃti aṃna nikhasta
guśura の Kuṣanaṣena の元に穀が出された，1ケ月の milima 4 khi 10 eka maṣaṣa tre paśava 3.
(分) 4 milima 10 khi 3畜3。

(3) cozbo naṃtipalaṣa vaṃti aṃna nisaǵa nikhasta
cozbo の Naṃtipala の元に與える (？) 穀が出された，eka maṣaṣa aṃna milima 4 khi 10 tre paśava 3.
1ケ月の (分) 穀 4 milima 10 khi，3畜3。

この No. 478 文書の文出記錄を見ると，guśura の Kuṣanaṣena・Caruveta・sṕeṭha の Vidhura・cvalayiṃna の Puṃñavaṃta・cozbo の Naṃtipala・Paluǵeya 等六人

に對する穀・畜の支出に際して、Kuṣanaṣena と Naṃtipala の二人が代表して各々三人分を受け取ったようである。二人が受け取った穀は各々一ヶ月分 4 milima 10 khi=90 khi なので、これが三人分とすれば一人一日 1 khi の穀が支給されたものと考えられる。

(29) 藤枝晃「長城のまもり」、自然史學會『遊牧民族の研究』(一九五五年) 所收。三二四ページ、三四四ページの追記(9)。

(30) 『漢書』卷九六上、西域傳上、扜彌國條。

(31) cf. Brough, *B.S.O.A.S.*, XXVIII—3, p. 593, n. 45.

(32) 『漢書』西域傳の精絕國條に據れば精絕～扜彌間は四六〇里で、同傳の扜彌國條に據れば扜彌～于闐間の距離は三九〇里である。それ故精絕～扜彌～于闐間の距離は八五〇里となる。

(33) Thomas, *A.O.*, XIII, p. 78.

(34) 蒲陶酒が prahud'a 〝贈物〟 として與えられた例は本文書の7～9行目にかけて記されている。なお〝贈物〟として與えられた蒲陶酒については、H. Lüders, Zur Geschichte des ostasiatischen Tierkreises, *Sitzungsberichte der Preussischen Akademie der Wissenschaften*, Bd. XXV, 1933, S. 1000 を參照。

(35) (17)に同じ。

(36) Rapson and Noble, *K.I.*, III, p. 325. H. Lüders, Zu und aus den Kharoṣṭhī-Urkunden, *A.O.*, XVIII, 1939, S. 36.

(37) cf. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p. 325.

(38) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p. 238. なお發見者である Stein 氏の遺物番號は N. XXIX. i. 15 である。v. Stein, *Serindia*, I, p. 266.

(39) 所謂 gerundive+asi で終わる節を reported speech として譯すらしいことについては、Burrow, *K.D.*, p. 67 を參照。

(40) Burrow 氏は Thomas 氏の考え方 (*A.O.*, XIII, pp. 65, 67) を元に、ここを alpapuṃñi kanavaṭeṣi と讀み、"You are a man of little merit, a procrastinator" と譯されている。v. T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan* (以下 *Translation* と略す), The Royal Asiatic Society, London, 1940, p. 131. Burrow, *K.D.*, p. 118.

(41) Puṃnya-＞Puṃñña- の推移が考えられるが、カロシュティー文字は -ññ- の表記出來ぬ故 Puṃña- となる。なお anusvāra -ṃ- は後の nasal の影響とされる。v. Burrow, *K.D.*, p. 18.

(42) カロシュティー文書に現われる tatra は、それぞれ文書の作成地と發送先を表す isa 〝ここで〟・atra 〝そこで〟(v. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p. 325) に對して、言わば第三の場所を示す言葉で〝かの地で、かの地に於いて〟ぐらいの意味と考えるべきものと思う。この點については別稿で述べるつもりである。

(43) Burrow, *Translation*, p. 133.

(44) cf. Burrow, *K.D.*, p. 132.

(45) カロシュティー文書には一度しか出ぬ單語らしく (v.

Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.361) 全く不明の語である。

(46) Burrow 氏は衣類を考えられたようである。v. T. Burrow, Iranian Words in the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan—II, *B.S.O.S.*, VII, p.783. Burrow, *K.D.*, p.91. cf. H. Lüders, Textilien im alten Turkistan, *Abhandlungen der Preussischen Akademie der Wissenschaften, philosophisch-historische Klasse*, 1936, S.34—35.

(47) カロシュティー文書には一度しか出ぬ単語らしく (v. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.370) 意味は全く不明である。

(48) この Meghima も Parvata へ行くものとすれば合計五人となり、總計 6 milima=120 khi の蒲陶酒は一人當たり 1 milima 4 khi として支出されていたことになる。そしてこの量は Kirteya・Puṃñabala の Parvata 行に際して出された蒲陶酒の量に一致するのである。

(49) Stein, *Serindia*, I, pp.237—238, III, Plan 16.

(50) Thomas, *A.O.*, XIII, p.63.

(51) 先に No.637 文書で出た、そして後に No.633 文書でも出る Priyavata と同名と考えられるが、同一人物であるかどうかについては分からない。

(52) M. A. Stein, *Ancient Khotan*, Oxford, 1907, p.406, Pll. LXXI, XCV. なお遺物番號は N. (V.) xv.166 である。また A. M. Boyer, E. J. Rapson, and E. Senart, *K.I.*, I, 1920, Oxford, pp.120—121 を參照。

(53) *Ancient Khotan* の Plate XCV ではよく見えないので *K.I.*, I, p.120 の讀みに據る。

(54) この家屋址で Nos.235, 272 等多數の cozbo Soṃjaka 宛カロシュティー文書が發見されているからである。cf. Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, I, pp.84—143.

(55) Stein, *Serindia*, III, Plan 16.

(56) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, I, pp.84—143.

(57) Burrow, *K.D.*, p.90.

(58) E. Chavannes, Chinese Documents from the Sites of Dandān-Uiliq, Niya and Endere, Appendix to Stein, *Ancient Khotan*, p.537.

(59) *ibid.*, pp.537—542.

(60) Stein, *Serindia*, III, Plan 7.

(61) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p.235. なおこの文書の遺物番號は N. XXIX.i.3 である。v. Stein, *Serindia*, I, p.265.

(62) カロシュティー文書には他に Saǵimoya と記した例はなく (v. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.374) Saǵamoya の名を書き誤ったものと思われる。

(63) Burrow, *K.D.*, pp.95—96. cf. Thomas, *A.O.*, XIII, pp.52—54.

(64) Burrow, *K.D.*, pp.90, 114.

(65) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p.239. なおこの文書の遺物番號は N. XXIX.i.16 である。v. Stein, *Serindia*, I, p.266.

(66) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p.239.

(67) anata あるいは anatha を〝注意深く〟と譯すことについては Burrow, *K.D.*, pp.73—74 を參照。

(68) 購入すべき物としての yoǵa はカロシュティー文書には他に用例がなく (Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.365) 全く不明の語である。

(69) ghrida〝酥油〟が Caḍ'ota 附近で產したことを證す例は No.714 (N. III. x. 5) 文書に記されていて、そこでは〝酥油〟が徵稅品物の一つとして掲げられている。 v. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.268. M. A. Stein, *Innermost Asia*, Oxford, 1928, vol. I, p.149, vol. IV, Pl. XVIII. また māṃtsa〝肉〟は No.358 (N. V. xv. 305) 文書で食物の一つとして蒲陶酒と共にその名が記されているものである。 v. Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, I, p.130. Stein, *Ancient Khotan*, p.408, Pl. XCIII.

(70) (68)に同じ。

(71) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p.238, Pl. XI. なお本文書の遺物番號は N. XXIX. i. 14 である。 v. Stein, *Serindia*, I, pp.265—266.

(72) Boyer, Rapson, and Senart, *K.I.*, II, p.238.

(73) heḍ'i を〝山羊〟とするのは Burrow, *Translation*, p.131 による。また R. L. Turner, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan languages*, Oxford, first published 1966, second impression 1973, p.121, 2512 ēḍa- を參照。

(74) koj'ava〝毛覆い〟が Caḍ'ota 附近で產したことを證す例は No.714 (N. III. x. 5) 文書に記されていて、そこでは〝毛覆い〟が徵稅品物の一つとして掲げられている。 v. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.268. Stein, *Innermost Asia*, I, p.149, IV, Pl. XVIII.

(75) 先に述べた No.635 文書の5～6行目に記されていた yoǵa (?) なども その一例である。

(76) Burrow 氏は pararivarṣi を〝一昨年の〟として kalaśa 1 masu〝蒲陶酒一瓶〟を修飾する語とされている。 v. Burrow, *Translation*, p.131. cf. Rapson and Noble, *K.I.*, III, p.368, varṣi-. Burrow, *K.D.*, pp.30—31.

(77) Burrow, *Translation*, p.131 の譯による。他に以下を參照。 *ibid.*, p.15. Burrow, *K.D.*, p.107.

(78) No.634 文書2～3行目。

(79) Thomas, *A.O.*, XIII, p.45. cf. F. W. Thomas, The Early Population of Lou-lan-Shan-shan, *The Journal of the Greater India Society*, vol. XI, 1944, p.46.

(80) ただし『三國志』「魏書」卷三〇所收の『魏略』西戎傳では、戎盧國は于闐國の支配下の〝國〟として記されている。

(81) Burrow, *K.D.*, p.104.

(82) 『漢書』卷九六上、西域傳上、戎盧國條。

(83) 『漢書』卷九六上、西域傳上、精絕國條。

(84) A. Herrmann, *Die alten Seidenstrassen zwischen China und Syrien*, Berlin, 1910, S.93, 114, Karte von Zentralasien.

(85) 松田壽男『古代天山の歷史地理學的研究』增補版、早稻田大學出版部、一九七〇年。六八～六九ページ。

(86) Herrmann, *op. cit.*, S.114, Karte von Zentralasien.

REGARDING PARVATA

YAMAMOTO Mitsuro

According to documents in the Kharoṣṭhī script, presumably of around the third or fourth century A. D., there was a land called Parvata in the mountainous area south of the Niya ruins (Caḍ'ota).

An examination of five of the Kharoṣṭhī texts, nos. 637, 634, 622, 635 and 633, reveals that sometime not much later than the first day of the sixth month of the eleventh year of the reign of King Mayiri, two people named Kāla Kirteya and Kala Puṃñabala (Kāla Puṃnyabala) along with those who received the latter's orders named Cikiṃto (Cǵito), Saǵamoya, Tumpāla and Cakola (Cakuv́ala) et. al. set out for Parvata from the district of Caḍ'ota in order to carry out the business of "vaṣḍhiǵa." Furthermore, it seems that the necessities like wine and provisions for the journey were provided from the building N. XXIX, where these five documents were discovered. In all probability, the journey also had a purpose of trade.

Regarding the problem of the location of Parvata, it probably was around the area of the neighborhood of Kara Sai that was at the intersection of the upper reaches of the Endere Darya River and the bypass coming from Dalai Kurgan.

THE PROBLEM OF OPIUM DURING THE DAOGUANG 道光 PERIOD OF THE QING DYNASTY —with Reference to the Question of 'Punishing Neglect 失察處分'—

INOUE Hiromasa

In connection with the prohibition on opium in the Qing dynasty, the policy of "Punishing Neglect" was prescribed, so that local officials